

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市規則第 6 2 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年上越市条例第 4 0 号）
附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行期日は、令和 7 年 1 2 月 2 3 日とする。